	イ）次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すること。 ａ）燃料タンクに一度も燃料を入れたことがないか、又は浄化されていること。 ｂ）燃料系統が完全に空であること。 ｃ）燃料系統は、密閉若しくは蓋がされ、又は機械その他装置に確実に組み込まれていること。 ２）引火性ガスを燃料とする内燃機関又は燃料電池機関であって、燃料を入れたことがあるもの（他の輸送禁止物件を含まないものに限る。）は、当該燃料が排出され、浄化された上で、非引火性ガス又は適切な液体が充てんされた状態で、次に掲げる条件を満たす場合に限り、輸送禁止物件に含まれないものとする。 ア）荷送人及び輸送する者において必要な調整を行うこと。 イ）当該物件は危険性が無効にされたものであることを証明すること。 ウ）非引火性ガスを充てんした場合にあっては、20℃でゲージ圧が200kPaを超えないこと。 ３）一のコンテナ又はパレットに複数の内燃機関を積載する場合は、荷送人及び輸送する者において必要な調整を行うこと。 ４）当該物件が、上記１）又は２）により輸送禁止物件に含まれないものとして輸送される場合は、輸送の書類にこの規定により輸送する旨記載しなくてはならない。

別表第１備考二の表Ａ７５の項を次のように改める。

A75	１）殺菌装置であって、国連番号が2014の酸化水素（水溶液）（安定剤入りのもので、濃度が40質量％を超え60質量％以下のもの）の量が、一の内装容器当たり30㎖未満、かつ、一の外装容器当たり150㎖以下の場合は、第24条（同条第１項ただし書きに係る部分を除く。）に規定する技術上の基準に従って輸送することができる。ただし、容器は比較火災試験において出荷準備された包装物と水を満たした同一とみなされる包装物の間の包装物内部の温度差が200℃を超えないこと。 ２）包装物には、20℃で30㎖の内装容器につき１時間当たり0.1㎖以下の量のガスを放出させる通気孔を設けることができる。

別表第１備考二の表Ａ７７の項を次のように改める。

A77	腐食性物質に該当する液体が危険性の認められない固体物質に完全に吸収され、かつ、等級が２の輸送許容物件を輸送する場合の容器の漏えい試験（単一容器に限る。）に合格している場合は、当該品名で輸送することができる。

別表第１備考二の表Ａ１０４の項を次のように改める。

A104	副次危険性を表すラベルMを貼付することができる。

別表第１備考二の表Ａ１１７の項を次のように改める。

A117	１）人間や動物の医療処置又は生物学的研究による廃棄物であって、病毒を移しやすい物質が存在しないと推定されるものに限る。 ２）病毒を移しやすい物質の存在が疑わしい場合は、国連番号が2814又は2900の物件として当該規定に従って輸送すること。また、生物由来物質（カテゴリーＢ）又は病毒を移しやすい物質を含む可能性が低い場合は、国連番号が3291の物件として当該規定に従って輸送すること。 ３）病毒を移しやすい物質を除去したもので、他の分類又は区分に該当しないものは、輸送禁止物件に含まれないものとする。

別表第１備考二の表Ａ１４６の項を次のように改める。

A146	１）当該品名は、引火性液体（メタノール又はメタノール水溶液を含む。）を収納している燃料電池用カートリッジ（燃料の供給を制御する弁を介して燃料電池を電源とする装置に供給する燃料を収容している容器）に適用する。 ２）燃料電池用カートリッジは、通常の輸送の間に燃料を漏えいせず、容器に入れない状態で100kPa（ゲージ圧）での内圧試験に合格するように設計、製造されたものでなければならない。 ３）国連番号が3479の物件を除いて、燃料電池用カートリッジは、1.2mの高さからの落下試験を行い、損傷及び内容物が漏えいしないよう設計・製造されたものでなくてはならない。 ４）リチウム電池が含まれている場合は、当該品名に応じた技術上の基準のほか、リチウム金属電池及びリチウムイオン電池のそれぞれの技術上の基準にも従って輸送すること。

別表第１備考二の表Ａ１７６の項を次のように改める。

A176	車両、船舶、航空機若しくはそれらの部品に内蔵された、又は車両、船舶若しくは航空機に内蔵される水素吸蔵合金システムの輸送は、国土交通大臣の輸送承認を要する。

別表第１備考二の表Ａ１８１の項を次のように改める。

A181	リチウム電池が内蔵された装置とともに他のリチウム電池を包装する場合は、包装物の表面にリチウムイオン電池（装置とともに包装されたもの）又はリチウム金属電池（装置とともに包装されたもの）に係る表示を行うこと。また、包装物にリチウム金属電池及びリチウムイオン電池が収納されている場合は、包装物の表面にリチウム金属電池及びリチウムイオン電池に係る両方の表示を行うこと。ただし、装置（回路基板を含む。）に内蔵されたボタン電池については、この限りでない。

別表第１備考二の表Ａ１８２の項を次のように改める。

A182	リチウム電池のみを動力源とする場合は、国連番号が3091又は3481の物件として輸送すること。

別表第１備考二の表Ａ１８３の項の次に次のように加える。

A184	当該物件は、化学反応を起こさないよう乾燥状態で輸送すること。
A185	リチウム電池のみを動力源とする車両は、国連番号が3171の物件として輸送すること。
A186	１）当該物件は、エネルギー貯蔵容量（定格電圧と静電容量を用いて計算される当該物件に蓄えられる電力量をいう。以下同じ。）が0.3Whを超えるものに限り、次の基準に従い輸送すること。 ア）充電されていない状態で輸送すること。ただし、装置に内蔵されていて、短絡を防止する措置を講じたものはこの限りでない。 イ）当該物件は次に掲げる方法により短絡を防止する措置を講じること。 ａ）一の当該物件のエネルギー貯蔵容量が10Wh以下の場合は、当該物件の短絡を適切な方法により防止するか又は端子間を金属で接続すること。 ｂ）一の当該物件のエネルギー貯蔵容量が10Whを超える場合は、当該物件の端子間を金属で接続すること。 ウ）95kPaの圧力に、漏えいなく耐え得ること。 エ）内部圧力を開放するように組み立てられていること。なお、開放とともに放出される液体は、容器又は当該物件により飛散が防止されていること。 オ）当該物件の外表面上にエネルギー貯蔵容量（単位はWh）が表示されていること。